|  |
| --- |
| 用途廃止届  令和　　年　　月　　日  　和歌山県知事　様  届出人　住　所    連絡先  河川法（昭和39年法律第167号）第26条第１項の許可を受けて設置している工作物の用途を廃止したので、同法第31条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。  １　河川の名称  ２　許可等の年月日及び番号  令和　　年　　月　　日付け　和歌山県指令海建管第　号  ３　許可等の内容及び条件の概要  別添許可書の写しのとおり  ４　廃止の年月日  令和　　年　　月　　日  ５　廃止の理由  占用物件の交換による用途廃止のため |

備考

１　届出人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　正本１部を海草振興局建設部管理保全第二課に提出すること。